

日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛 様

2018年7月19日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年治
日本共産党栃木県議団
代表 野村せつ子

東海第2発電所の再稼働・運転期間延長を行わないことを求める要請書

御社の東海第2発電所は、2011年3月の東日本大震災による津波で被災し、以後7年以上運転停止中です。そうしたなか7月4日に原子力規制委員会から「新規制基準」の適合判断が示されたと報道がありました。新規制基準は、安全を保障するものではなく、東京電力福島第1原発事故の原因が今だ明らかにされていないにもかかわらず、同じ沸騰水型軽水炉である東海第2発電所の施設等が「適合」とされたことに驚きと疑問を禁じ得ません。また東海第2発電所は今年11月28日に運転開始から40年を迎えますが、御社は改正原子炉等規制法による20年の運転期間延長申請書を提出されました。老朽化した原子炉を今後20年にわたって稼働させる考えで準備をすすめておられるものと受けとめざるを得ず、とても容認できません。

第1に、東海第二発電所との距離は県境で32km、県全体が120km圏内にあります。過酷事故が起きれば30km圏内同様に、あるいは気象状況等によってはそれ以上の被害を被る可能性があるにもかかわらず、事前了解権もありません。栃木県は90kmも離れた福島第一原発の事故で甚大な被害を受け、県民はいまも苦しめられています。福島第一原発事故の教訓に照らせば、安全に「絶対」はないのであり、私たちは二度と原発事故の危険と不安にさらされたくありません。現時点で茂木町、益子町、那珂川町議会が再稼働や運転期間延長に反対する意見書を相次いで採択しています。これは栃木県民の声を反映したものです。

第2に、茨城県は事故のさい30km圏内96万人もの住民を避難させるとし、栃木県と約13万人の避難者受け入れの協定を結びました。しかし車での避難が前提であり、交通事故や混雑、地震等の複合災害は想定されておらず、住民が安全に避難できる保障はありません。また栃木県側も避難が必要になる可能性もあり、非現実的なものです。

第3に、御社は再稼働に必要な安全対策工事費1740億円を東電ホールディングス等からの資金支援で調達する旨報じられています。東電は栃木県の自治体や県民に十分な賠償責任を果たしておらず、東電が優先すべきは事故収束、除染、賠償責任です。その東電のみで再稼働するなど到底容認できません。またそのような経営状況では、安全対策はもとより万が一の事故にたいして責任ある対応がなされるのか懸念せざるを得ません。

については、下記のとおり要請します。

記

1. 東海第二発電所の再稼働および運転期間延長を行わず、廃炉すること。

以上